

令和8年6月25日

貸切バス事業者に対して行政処分を実施しました 【事業用自動車の使用停止270日車】

山口運輸支局は、山口県の貸切バス事業者である時乗幸生のアニバーサリー観光に対し、同営業所が令和6年度の継続監視対象営業所として選定されたことを端緒として、令和6年11月6日、同年11月27日、令和7年1月14日及び同年1月20日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は道路運送法第40条の規定に基づき、当該事業者に対し、アニバーサリー観光の事業用自動車（バス）4両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

1 行政処分年月日 : 令和8年6月4日

2 事業者名 : 時乗 幸生
住 所 : 山口県山口市秋穂東1705番地4
処分対象営業所 : アニバーサリー観光
(山口県山口市秋穂東1705番地4)

3 行政処分の内容 :

(1)アニバーサリー観光の事業用自動車の使用停止 270日車 (2両×68日、2両×67日)
(令和8年6月25日から令和8年8月30日及び31日まで)

4 違反の内容 : 別紙のとおり

5 違反点数付与状況 : 27点(累積点数:27点)

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

山口運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : 田中^{タナカ}、富川^{トミカワ}

担当 : 松村^{マツムラ}、田中^{タナカ}

TEL : 082-228-3460

TEL : 083-922-5336

- (1) 届け出た運賃・料金によらないで運賃・料金を収受していた。
道路運送法第9条の2第1項
- (2) 認可を受けないで自動車車庫を設置していた。
道路運送法第15条第1項
- (3) 運送引受書を交付していなかった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
- (4) 運送引受書の記載事項に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
- (5) 点呼を確実に実施していなかった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項
- (6) 点呼の記録を確実に行っていなかった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
- (7) 点呼の記録の記録事項に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
- (8) 運行記録計による記録を確実に行っていなかった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
- (9) 乗務員等台帳の記載事項等に不備があった。
道路運送法第27条第3項
旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項